

第 67 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和 4 年 2 月 4 日（金）
午前 10 時 00 分～11 時 40 分
場所 岩手県水産会館 大会議室

出席委員

宇佐美 誠 史 委員	岩手県立大学総合政策学部准教授
遠 藤 美江子 委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
川 村 冬 子 委員	森林インストラクター
倉 島 栄 一 委員	岩手大学農学部名誉教授
木 幡 英 雄 委員	岩手県環境アドバイザー
近 藤 とし子 委員	葛巻町商工会女性部部長
佐 藤 哲 郎 委員	岩手県立大学社会福祉学部准教授
平 山 順 子 委員	自然公園保護管理員
福 留 邦 洋 委員	岩手大学地域防災研究センター教授
藤 原 哲 委員	岩手日報社総務局長
三 宅 諭 委員	岩手大学農学部准教授
芳 沢 莖 子 委員	社会福祉法人岩手福寿会 特別養護老人ホーム福寿荘院長
吉 田 美 弥 委員	不動産鑑定士

（五十音順）

1 開 会

会議の成立

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

本日司会を務めさせていただきます、環境保全課担当課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

定刻より若干早いですが、遠藤委員の御到着が若干遅れるとの御連絡をいただいておりますので、ただ今より、第 67 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 17 名中、現時点でこの会場にお集まりの委員が 10 名、オンラインでは 2 名の委員に御出席いただいております。委員の半数以上が出席されておりますので、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

資料確認及び委員紹介

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に委員の皆様へ送付のうえ、本日お持ちいただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

リモートで御出席の委員の皆様も、お手元に資料を御準備願います。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、事務局名簿、そして資料 1

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について、資料2 変更計画図、その他参考資料といたしまして、1 国土利用計画の体系と岩手県国土利用計画審議会の所掌事務、2 岩手県国土利用計画審議会条例、3 岩手県国土利用計画審議会運営規定でございます。

なお、本日の御出席委員につきましては、先ほどの名簿により御確認いただき、紹介は省略をさせていただきます。

また、委員の皆様の上には、当日配布資料として、知事から会長あての、岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更についての諮問書の写しを配付しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

オンライン出席委員への事務連絡

[事務局](環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

続いて、オンラインによる出席委員の皆様に申し上げます。

カメラにつきましては、審議になりましたらオンに、それ以外の時間帯は、通信が不安定にならないよう、オフにさせていただきますようお願いいたします。

同様にマイクにつきましても、御発言のときのみオンとしていただきますよう、お願いいたします。

また、通信ができない状態となった場合には、さきに御案内しております事務局の連絡先まで、御連絡をお願いいたします。

なお、ウェブ会議システムを利用して、映像や音声の送受信が難しくなった場合には、音声を送受信できなくなった時刻より退席したものとみなしますので、予め御了承をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についての事務連絡

[事務局](環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

なお本日は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、会場の常時換気を行っております。それに伴い、会場の気温が若干下がることが想定されることから、上着等の着用により調節いただくようお願いいたします。

また関連して、間隔を空けるため、一台の机にお一人ずつお座りいただいている関係で、机の中央に仕切りがあり、少々座りづらいこともあろうかと存じますが、同様に御理解をお願いいたします。

2 挨拶

[事務局](環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

次第の2、佐々木担当技監より、御挨拶を申し上げます。

[事務局](佐々木環境担当技監)

第67回岩手県国土利用計画審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日は足元の悪い中、また御多用のところ、本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また委員の皆様方におかれましては、日頃から本県土地行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

なお、県内でも新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しており、御心配をお掛けしているところでございますが、本日はその対策を講じつつ、開催をさせていただくこととなったところですので、よろしくお願いいたします。

さて、県では、国土利用計画法に基づき、本県の土地行政の基本となる「国土利用計画岩手県計画」及び「岩手県土地利用基本計画」を策定し、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところですが、本審議会におきましては、これらの計画の策定や改定にあたり、御審議をいただいているところでもあります。

本日は岩手県土地利用基本計画図の一部変更について、御審議をお願いいたしますが、土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別規制法に基づく諸計画の上位計画として総合調整機能を果たすものであり、変更の際は、土地利用の基本方向に沿ったものであることが求められるところがございます。

本日の審議案件は農業地域の縮小案件3件と 森林地域の縮小案件10件の計13件となっておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本県土地行政の推進について、本日の御審議を含め、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

次に次第の3、議事に入ります。

国土利用計画審議会条例第4条第2項により、議長は会長が務めることとされておりますので、以降の進行は、三宅会長をお願いいたします。

【三宅会長】

岩手大学の三宅と申します。これからの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、担当技監からも御挨拶いただいたところですが、岩手県土地利用基本計画の変更は、実際にはそれぞれの個別規制法の中で審査、許可等が為されるのですが、全体的な調整を図るという意味で、この審議会は重要な意味を持つところがございます。

また本日の名簿を御覧いただければ分かりますが、農業振興課、森林整備課、森林保全課、都市計画課、環境保全課の、それぞれの関係する法律を所管する県の担当課が、一堂に会する場は少ないのではないかと思いますので、そのような意味でも、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

なお、オンラインによる御出席の委員の皆様には当たりましては、御利用のシステムのリアクションボタンを押すなどしていただいたうえで、御発言をお願いいたします。

会議の公開について

【三宅会長】

では、会議の公開について確認させていただきます。

県の「審議会等の会議の公開に関する指針」において、会議は原則公開とし、公開、非公開の決定

は、会議に諮って行うこととされています。

非公開とする理由は特にないものと思われまことから、本日の会議は公開とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。では、公開とすることに進めたいと思います。

会議録署名委員の指名

[三宅会長]

次に、会議録署名委員の指名でございます。

岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議録署名委員を私の方から指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、倉島栄一委員と吉田美弥委員のお二人をお願いいたします。お二人はよろしくをお願いいたします。

(1) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について

[三宅会長]

それでは、議事に入りたいと思います。知事から諮問されている岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

[資料1、2及び参考資料により、整理番号1から3の案件、岩手県国土利用計画審議会の所掌事務等を説明]

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

今回の審議案件は全部で13件になり、今御説明した3件が、農業地域の縮小案件になります。

つきましては、ここで一旦説明を区切り、委員の皆様からの御質問を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

[三宅会長]

分かりました。では今説明いただきました整理番号1から3の3件につきまして、委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

[倉島委員]

今の1から3の案件について、申請の主体はどちらなのでしょう。例えば1の案件であれば滝沢市なのか、あるいは民間であるのか、どちらが今回の申請の主体になっているのかについて、教えてくださいたいと思います。

[事務局]（都市計画課 阿部計画整備担当課長）

都市計画課の阿部と申します。

御質問いただいた件につきまして、まず滝沢の案件ですが、今回、市街化調整区域から市街化区域

に編入するというごさいまして、編入された後は、滝沢市の方で、民間事業者による商業拠点の建設を行うと聞いております。

次に、北上につきましては、現在、非線引きの都市計画区域となつてごさいまして、工業専用地域に指定した後に、北上市の方で、民間事業者による企業立地を進めると聞いております。

最後に、矢巾につきましても、滝沢と同様に、市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更でごさいまして、変更の後は、矢巾町の方で、民間事業者による住宅地の開発を行うと聞いております。

[倉島委員]

ただいまの御説明で、今回の案件は、市町村と民間との協議により進められているとのことですが、これらがどこまで一般の住民に周知されているのか、あるいは手続き上、住民への周知は必要ないことになっているのかについて、教えていただきたいと思ひます。

[事務局] (都市計画課 阿部計画整備担当課長)

基本的には、例えば、この区域や地域は商業拠点として進めていこうか、あるいは工業拠点として進めていこうかなど、市町村や県の都市計画の上位計画であるマスタープランにおいて、大きなまちづくりの方針を定めたうえで、種々の調整を踏まえながら、手続きが進められていくこととなります。

[三宅会長]

今の御説明に関わつて、例えば滝沢市では、今回の手続きに関係してパブリック・コメントが行われたと認識しておりますが、そちらについても御説明をお願いします。

[事務局] (都市計画課 阿部計画整備担当課長)

今回のような、市町村や県の都市計画の上位計画を変更する場合においては、会長からのお話のとおり、パブリック・コメントや住民説明会、公聴会などを踏まえ、手続きが進められていくこととなります。

[三宅会長]

住民への周知や説明を踏まえたうえで、今回のような計画の変更手続きが行われることになり、言い換えますと、そのような手続きを踏まないと、今回のような開発行為はできないということになるのですね。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

(なしの声)

では、次に進めてよろしいでしょうか。

引き続き、事務局からの説明をお願いします。

[事務局]

[資料1、2により、整理番号4から13の案件を説明]

[三宅会長]

ありがとうございました。整理番号4から13について説明をいただきました。
これらの案件について、皆様から御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[福留委員]

整理番号7番について、既存の養豚施設の拡大とのことですが、資料を見る限り、現状での既存の養豚施設の地域区分は、白地地域ということよろしいでしょうか。

[事務局]

そのとおりです。

[福留委員]

そういたしますと、今回の案件は、隣接する既存の養豚施設が白地地域であり、今回も同様の事例であるため、白地地域になるということなののでしょうか。

疑問に思うのですが、一方で、例えば整理番号6番、8番、10番などは、風力や太陽光の発電施設の建設なのですが、森林地域を除外して、こちらは農業地域になるとのことです。

白地地域や農業地域は、現状の地域区分によってなるものなのか、あるいは対象施設の種類や性格によってなるものなのか、考え方や方針があれば教えていただきたいと思います。

[事務局]（農業振興課 岩淵農地・交流担当課長）

農業振興課の岩淵と申します。

農業振興地域の白地地域に施設が建設される場合につきましては、施設の種類等を問わず、農地転用等の手続きを踏まえたうえで、行われることになります。

[福留委員]

先ほどの整理番号7の養豚施設の場合ですと、現状が白地地域で、今回も同様の事例であるため白地地域になり、それに対して9番の養鶏施設の場合ですと、今回森林地域が外れるため、農業地域になります。

これが逆に、7の養豚施設が農業地域に、9の養鶏施設が白地地域に、それぞれなるようなことはないのでしょうか。

つまり、端的に申し上げますと、養豚施設であれば白地地域に、養鶏施設であれば農業地域にするといったような決まり等があれば、教えていただきたいと思います。

[事務局]（農業振興課 岩淵農地・交流担当課長）

農業振興地域の農用地区域の指定につきましては、市町村が計画に基づいて定めているところでございます。

[三宅会長]

よろしいでしょうか。

森林地域と重複して農業地域になっている地域については、森林地域が外れた場合、そのまま農業

地域が残りますが、新たに農業地域として指定しようとする場合には、市町村の判断によるということなのだと思います。

また白地地域については、その地域が現状では森林でも農業でも都市地域等でもないため、そうならざるを得ないというところだと思います。

その他いかがでしょうか。

[川村委員]

関連して、森林地域を外した農地が、その後耕作放棄地になってしまい、それがそのまま放置されて木が立ち、林地のようになってしまった場合に、それを再び森林地域に組み入れることはできないのかという意見が、過去に本審議会で出されたことがあると記憶しています。

これについて、現状での県における見解や実際の事例等があれば、教えていただきたいと思います。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

今の委員からの御質問は、例えば森林地域と農業地域とが重複した地域において、森林地域を除外したのち、その農業地域が耕作放棄地になってしまい、現況が森林のようになってきた場合に、それを再び、森林地域として組み入れる事例についての御質問だと思います。

これにつきまして、近年は、本審議会において、そのような事例による森林地域の拡大案件が審議されたことはないように記憶してございますが、一般的な事例について、担当課である森林整備課から御回答申し上げます。

[事務局]（森林整備課 成松技術主幹兼計画担当課長）

森林整備課の成松と申します。

委員から御質問いただいた事例につきましては、一概に、森林に全く組み入れないという訳ではございませんが、お話しがございました、長らく放置されて、例えば広葉樹等が生えてきた場合に、それが長期に渡って、森林として利用されるかどうかという判断は、なかなか難しいところでございます。

ただ例えば、そこに、人の手によって木が植えられる「植栽」や「管理」などが行われたというような場合であれば、森林として組み入れることもあろうかと思えます。

[川村委員]

分かりました。森林林業に関わる者として、たいへん貴重で、有難いお話しをいただきました。ありがとうございました。

[三宅会長]

その他、いかがでしょうか。

[吉田委員]

今回の議題である地域の変更とは直接関係ないのですが、変更後の用途に、風力発電や太陽光発電が多いようなので、忌憚のない意見を述べさせていただきます。

私も今までは、管理者のいなくなった林地を、このようなことに有効活用するのは良いことだと思います。

っておりましたが、最近はそのような単純なものではないのかなと考えております。

そのきっかけといたしましては、アメリカのオバマ政権下で、中国の太陽光パネルを大量に購入したところ、すぐに壊れて大量の産業廃棄物になってしまい、処理に困って放置されているという話しを聞いたことにあります。

太陽光パネルには、鉛やカドミウムなど有害な化学物質を大量に含んでいるものがあり、日本製であれば、リサイクルできる部分と廃棄する部分とに分解することが可能で、産業廃棄物として廃棄するような部分は、適切な管理のもとに廃棄を行えるようなのですが、名指しするのも憚られますが、中国製、外国製であれば、粗悪品も多く、すぐに壊れてしまっ、その後の廃棄に困るものも多いとのことなのです。

これに関係して、私も調べてみましたが、現在日本で使用されている太陽光パネルの約8割が、外国製とのことでした。

これがまだ、国内に基盤を持つ日本企業の製造した物であれば、雇用や納税など、国内での経済的な循環も図られるところですが、廉価な海外製のパネルを使用して事業を行う場合には、壊れたパネルの廃棄による地域の土壌汚染や水質汚染など、国内の環境が破壊されるだけで、それほどのメリットはないのではないかと思います。

結局のところ、太陽光発電や風力発電というのは、それだけで事業が成り立つ段階にはまだなく、売電制度があるからこそその事業であり、それによる高額な電気料金を、我々消費者が負担しているという現状にあります。そうであるのに、加えて環境まで破壊されるというのは、いかなるものかと思うのです。

また、特に中国あたりですと、工場からの排水による水質汚染や、石炭を燃料とした火力発電所の稼働による二酸化炭素の排出などの、環境への配慮があまり必要ないので、太陽光パネルが安く製造できているとのことなのです。

ただ太陽光パネルは、これも聞くところによりますと、一般的に10年以上使用しないと、製造の段階で排出した二酸化炭素の量を回収できないとのことなのです。

そのような実態がある中で、再生可能エネルギーにつきましては、単純に環境に良いということではなく、我々ももう少し問題意識を持って、見ていく必要があると思います。

これに関係して、太陽光発電や風力発電の事業者が事業を行う場合には、許可等があるのだと思いますが、その事業計画については、どこで、またどのように審査されているのかについて、知りたいと思いました。

最後に、総務省で、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果」というのを平成29年に公表しているのですが、その結果を見ますと、海外製太陽光パネルの製造業者が、その廃棄を請負う事業者に、企業秘密等の理由で、パネルに含まれる有害物質についての情報提供をしていないケースが多いということです。

このようなことから、事業者が太陽光発電事業を行った後はどうするのか、事業計画の最後が明確に示されているのかについて、審査の際に、適切に確認が為されているのかが気になりました。以上です。

【事務局】（佐々木環境担当技監）

環境担当技監の佐々木です。貴重な御意見ありがとうございました。

廃棄物対策の担当も行っておりますので、私からお答えさせていただきます。

まず、太陽光パネルの設置に関係した太陽光発電事業の審査が、どこで行われているかについてですが、これは経済産業省、東北経済産業局になりまして、電気事業法に基づく審査の中で、事業者から設置計画が出されるということになります。

この審査の内容に関しましては、申し訳ありませんが、私も詳細に把握はしておりませんが、委員お話し、最終的なパネル廃棄の方法や廃棄費用の積み立て等も含めて、審査が行われているものと認識しております。

また、中国製太陽光パネルによる有害物質汚染についてもお話しをいただきましたが、現在では中国製も含めて、日本国内に設置されているパネルにつきましては、これもお話しいただきました総務省からの指摘の後になりますが、業界団体がガイドラインを定め、防止する取組が進められているところでございます。

太陽光パネルにつきましては、一般的に、設置より20年から30年の経過で廃棄され、それが大量に廃棄されることは、環境に重大な影響を与えるものであると認識しております。

御案内のとおり、自動車や家電製品につきましては、国の制度として、リサイクルが法律により義務化され、そのシステムができあがっているところでございますので、太陽光パネルにつきましても、同様のシステムが構築されるよう、県から国に対し、ここ数年は毎年、要望の機会を通じた働きかけを行っているところでございます。

県といたしましては、太陽光発電事業はじめ、再生可能エネルギーに関係した事業が環境破壊を招かないよう、引き続き取組を進めて参ります。

【吉田委員】

今の御説明に関係いたしまして、もう一点教えていただきたいのですが、事業者から事業計画が出された段階で、最初に、事業者から廃棄のための一時金を徴収するようなシステムはないのでしょうか。

【事務局】（佐々木環境担当技監）

もともとそのようなシステムはなかったのですが、事業が終了した後、太陽光パネルを設置した事業者の消息が分からなくなるというような事例があったため、規模の大きなメガソーラーを建設しようとする事業者に対し、経済産業省が、太陽光パネルの維持管理や廃棄に伴う費用の積み立てを行わせる新たな制度ができていると聞いております。

ただ、これまでの実態としては、100%の積み立てが行われていないとも聞いておりますので、県といたしましても、適切な制度の運用や対応について、引き続き国に要望して参ります。

【吉田委員】

分かりました。ありがとうございました。

【三宅会長】

その他、いかがでしょうか。

【近藤委員】

葛巻町から参りました近藤と申します。よろしく願いいたします。

整理番号6番に、私の町の風力発電の案件があります。

私も地元に住んでいながら、なかなか情報を得る機会がないので、お聞きしたいのですが、現在34基の風車が設置されている地域は上外川という地域でございまして、風車の中には、当初、同じ町内の袖山にあった3基を移設したのも含まれております。

その袖山ですが、私も時々ドライブしながら通りますが、綺麗な高原で、そこに風車が建っていた訳なのですが、その風車が全てなくなり、今後、どうなるのだろうかと思っています。

風車を建てる際に、土地や森林を削るなどしたと思うのですが、森林をなくすことにより、土砂崩れ等の災害への懸念もあると聞いておりますので、できれば風車撤去後は、森林に戻した方が良いと考えますが、現時点でそのような計画はあるのでしょうか。

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

太陽光はじめ再生可能エネルギーに関係した発電事業において、20年の期間が終了した後に、その土地をどのように活用していくかは、地域の共通した課題であると認識しております。

案件によりましては、例えば土地を20年間賃借し、事業終了後は更地に戻すというような契約を、事業者と地権者との間で締結している場合や、20年の期間終了後も、引き続き、そこで同様の事業を継続して行うこととしている場合もあると聞いております。

従いまして、委員お話しの方の事業終了後の土地をどうするのかということにつきましては、権利関係の話にもなりますので、基本的には事業者や地権者の考えによることとされており、それらがどのように整理、調整されていくかであると認識しております。

なお事業者と協定を締結したうえ、事業実施中だけではなく事業終了後につきましても、環境保全への取組を行っている自治体もあると聞いておりますので、県といたしましても、そのような事例について情報収集を行いながら、市町村への情報提供を今後図って参りたいと考えております。

【三宅会長】

よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

【川村委員】

今、太陽光や風力発電に関わる林地開発について話題になりましたので、一言申し上げたいと思います。

県の森林審議会に林地保全部会というのがございまして、私はその委員にもなっているのですが、10ヘクタール未満の林地開発については、この部会の審議を経ることになっており、さまざまな案件の審議を行っております。

その中で、太陽光や風力発電に関係した林地開発につきましても、20年の期間が終了し、それをもって事業を終了するとした場合は、植林のうえ元の林地の状態に戻すということが、許可の条件になっていると聞いております。

そもそも、開発行爲というのを行政は禁止しない、つまり、さまざまな条件をクリアしたものについては、行政は許可しなければならないことになっているようでありまして、我々も結局は追認という形にしかならないのですが、そのような条件が付けられているということにつきましては、確認を行っているところです。

なお、もし時間があるようでしたら、本日御出席の県担当課の方から、一度林地開発についての御説明を、委員の皆さんにいただければ有難いと思うのですが、いかがでしょうか。

【三宅会長】

よろしく申し上げます。

【事務局】（森林保全課 安藤技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課の安藤と申します。

林地開発を担当してございますので、御説明させていただきます。

まず、森林法についてでございますが、知事は開発行為についての申請があった場合、4つの基準を満たすものは許可しなければならないとなっております。

その4つの基準と申しますのは、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境保全」でございますが、繰り返しになりますが、これらに関する基準をクリアしていれば許可しなければならないと、法律で決まっているものでございます。

これに準じて私どもは、事業者からの申請を受け、審査を行い、基準を達成しているものについては、許可を行っているところでございます。

なお、林地開発許可にあたり、常に問題になるのは住民合意でございますが、これに関しましては、事業者に対して、事前の住民説明等を義務付けることには現在なっておりませんので、事業者が住民に対して説明を行い、合意を得たうえで申請を行うよう、お願いをしているという状況でございます。

また、我々の行う林地開発許可の審査につきましては、あくまでも土地に関する審査でございますが、その土地に建設される施設、例えば先ほどからお話しに出ている風車や太陽光パネル等の、上物の審査は行っておりませんので、そのようなことも踏まえたうえで、林地開発について御理解いただければと思います。

【三宅会長】

ありがとうございました。

風力や太陽光の発電事業を行うに当たっては、大規模な林地開発が行われることもあり、それに関する懸念を皆さんお持ちのこととは思うのですが、要件が整えば許可しなければならないということが分かりました。

その他にございませんでしょうか。

【遠藤委員】

会議に遅参いたしましたので、申し訳ございませんでした。

私は以前、地元の岩手町の農業委員をしていたことがあるのですが、当町の方でも、太陽光パネルの農地への設置が増えておりまして、そのような場合の地権者につきましては、農業をしていた高齢の親が亡くなった後、その子どもが、事業者と売買や賃貸借の契約を行うという事例が多くなっております。

先ほど、事業終了後の太陽光パネルの廃棄がどうなるのかというお話しがございましたが、20年後、30年後に廃棄に至った際には、私は地権者の負担ではなく、事業者に対して、行政がしっかりと対応をとっていただきたいと思います。またその為に早い時期に行政で、仕組みや体制を整えていた

だければと思います。

併せて、農地への太陽光パネルの設置につきまして、丈が高いパネルを設置して、その下にワサビを植え付けするという事例がございまして、それがどのような契約に基づいたものなのか、また設置後、確実に農地として機能しているかを確認する義務が行政側にはあるのか、さらに、そもそも一般的なことなのかについて、お分かりであれば教えていただきたいと思います。

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

太陽光パネルが郊外の農地にも広がっているというお話でございました。

今までのそれぞれの委員への御説明と重複いたしますが、太陽光発電や風力発電の事業が実施されることでの、環境上や防災上での懸念につきましては、先ほどの林地開発許可を行う際や、環境担当技監から御説明申し上げました、東北経済産業局で行われる審査の際に、確認が行われていると承知しております。

またそれ以外といたしまして、新しい制度ではございますが、環境アセスメントの制度もございまして、こちらでは一定規模以上の太陽光発電や風力発電事業に関し、住民参加型の確認が行われることとなっております。

なおこの環境アセスメントは、事業計画が固まる前に行われるものですので、大まかな一連の流れを申し上げますと、最初に環境アセスメントを、次に林地開発許可の申請を行い、それらの最後に、大本の東北経済産業局への申請を行うということになり、事業者が事業を行うに当たっては、県及び関係機関による、環境保全に対する複数の確認が行われるということになります。

またお話しいただきました、太陽光パネルの下で農業が行われるというお話しにつきましては、営農型太陽光発電でございまして、大規模に山林を切り開くだけではない、地域と共生した形での新たな事業形態として、全国的にも推奨されているところです。

なお、その手続きにつきましては、農村漁村における再生可能エネルギーの促進という、別の枠組みの中で行われるものでございまして、同様に審査につきましても、その枠組みの中で行われるものでございます。

ただそのような制度の活用をせず、事業者が独自に営農型の事業を行おうとする場合には、事業者と地権者との間での、私的な契約の中で進められる話しになりますので、第三者や外部からのチェックというのは、なかなか難しいものと考えます。

最後に、営農型太陽光発電について、担当課である農業振興課から補足の御説明を申し上げます。

【事務局】（農業振興課 岩淵農地・交流担当課長）

農業振興課の岩淵でございます。

営農型の太陽光発電事業につきまして、今の説明への追加として、御説明申し上げます。

営農型の太陽光発電を行おうとする場合には、事前に、実施しようとする地域において、栽培を行おうとする農産物の栽培環境が適切であるか等について、審査がございまして。

また、事後といたしまして、年に一度ではございますが、農作物の収穫状況等、適切に管理しているのかについて、事業者に報告させることとなっておりますので、それらによりまして、確認を行っているところでございます。

【三宅会長】

よろしいでしょうか。
その他いかがでしょうか。

[平山委員]

自然公園の管理をしております平山と申します。

これまでのお話を聞いていて、太陽光発電や風力発電に関係した審査が、行政において適切に行われていることは分かりました。

ただ現代は、気象災害の発生など環境の変化が激しくなっておりますので、特に防災上の観点から、それに現行のガイドラインが追いついていないのかが気になります。

従いまして、昨年の熱海市での災害の例もございますので、審査を行う際は、そのような不測の事態にも対応でき、また後手に回ることのないような、ある程度の幅や変化を見込んだ対応を行っていただければと思います。

[三宅会長]

ありがとうございました。委員のおっしゃる通りだと思います。

土地利用を行ううえで、防災上の観点というのは非常に重要な観点であると思います。

事務局から何かあればお願いします。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

防災上の懸念につきましては、先ほど熱海市のお話しもございましたが、日々高まっていると感じているところでございまして、どの許認可におきましても、恐らくその点は、憂慮している点の一つであろうと思います。

先ほど御紹介いたしました環境アセスメントにおきましても、太陽光発電事業が対象となったこともあり、今年度から新たに、土砂災害の専門家を審査の体制に組み入れ、審査体制の充実を図ったところでございます。

我々といたしましても、社会資本の整備に当たり、大規模な災害の発生を前提とした先手先手の対応ができるよう、今後も取組や対策を進めて参りたいと思います。

[三宅会長]

ありがとうございました。

木幡委員、お願いします。

[木幡委員]

時間が押し迫った中での発言で申し訳ございません。

私は環境アドバイザーという立場での出席でございまして、市民の方や子どもたち向けの環境教育等を行っております。

その活動を通じ、最近ではSDGsの話もございまして、環境に対する知識や関心が高まっていると感じておりますが、再生可能エネルギーについては、知識としては知られておりますが、あまり深くは知られていない状況です。

そのような中で、先ほどの吉田委員の御発言というのは多くの点で共感できると感じておりまして、

今後の土地利用においても重要で、対応していかなければならない問題であると考えております。

今回設置された太陽光パネルや風力発電の風車というのは、いずれ撤去しなければならない時が必ずやって参りますが、その時の対応というのは、今の子どもたちが行うということになりますので、現在の我々が対策を講じておくということが必要であると思いました。

また今回も、森林の縮小についての案件がございましたが、一方で、その減った森林をどのように復活させていくのかについてのお話しもありましたことから、そのような話し合いは、これからも引き続き、行われていくべきであると思えます。

私のところに先日、山林所有者の方が相談に来られ、その方から、「自身の所有する5ヘクタールの山林のうち、2ヘクタールを駐車場として貸し出すことにしたが、返すときにはまた、林地に戻してから返却してもらうような契約にしたい。ついては、その為には何本位の苗木が必要になるのかや、その費用がどの程度になるのかについて知りたいので、見積もりを出してくれないか。」というお話しがありました。

これは意識の高い方からの相談でございましたが、森林を残していくということに関して、以前この審議会において、本日は欠席されていますが、県森林・林業会議の中崎委員から、「そもそもの話し、森林というのは、場所として意味があるからこそ、そこで森林となっている。そうであるのになぜ、存在の意味がないと決めつけられて、太陽光パネルの設置等の開発が進められるのか。また木は育てれば資源となり、森林自体も資源である。更にはそこで雇用も生み出している。そうであるのになぜ、価値がないと決めつけられて、開発が進められるのか。」というお話しがありました。そのとおりであると思えます。

このようなことから、森林とは何か、資源とは何かという観点に今一度立ち、改めて森林について、考えていく必要があるのではないかと思います。

最後に、事務局からの説明の際の写真についてですが、特に太陽光パネルは設置面積が広く、対象地域の全体像が分かりにくいので、ドローンを用いての上空からの撮影について、予算措置の御検討をお願いします。その際に撮影した写真が、10年後20年後に、当時の様子を知る資料にもなると思いますので、よろしくをお願いします。

【三宅会長】

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の諮問案件である「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について、審議会として原案を適当と認める旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは原案を適当と認める旨、知事に答申することといたします。

(2) その他

【三宅会長】

議題のその他ですが、事務局から何かありますか。

[事務局]

特にございませぬ。

[三宅会長]

では私から一つ、本日話題になりましたメガソーラー等に関係してですが、事業着手後、例えば3年後や5年後などに、土砂流出等の周辺環境に与える影響について、現状調査の義務付けを御検討いただければと思います。

その他、よろしいでしょうか。

では進行を事務局にお返しします。

御協力ありがとうございました。

4 その他

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

三宅会長、議事の進行ありがとうございました。

続いて次第の4、その他でございます。

事務局の方からは特にございませぬが、委員の皆様から何かございませぬでしょうか。

リモートで御参加の皆様からも、ございませぬでしょうか。

5 閉会

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

特にないようございませぬ。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。